

3.2.24
18-2A

令和3年2月24日

松原市三宅西五丁目751番地

幸南食糧株式会社

代表取締役 川西 孝彦 殿

和歌山市黒田12番地

東洋ライス株式会社

代表取締役 雑賀 慶二



拝啓

貴社益々ご盛栄の段 大慶至極に存じ上げます。

さて、弊社の特許第4708059号について、貴社は特許庁に対し、2度目の同特許の無効審判を請求され、特許庁より令和2年1月24日付けにて「本件審判の請求は成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決が下され、それに対して貴社は原告として東京高等裁判所に、特許庁が下した審決取消しの提訴をされ、以来同高裁にて審理されてきましたが、令和3年2月18日に、同高裁より「1 原告の請求を棄却する。2 訴訟費用は原告の負担とする。」との特許庁の審決を維持す

るとの判決が下されました。貴社に於かれましては、貴社が最初に請求された無効審判事件が平成30年11月20日に最高裁判所より「本件上告を棄却する。」として確定した時と同様に、定めし不本意であろうとお察し致しますが、厳正にお受け止め頂きたく存じ上げます。その上で貴社に於ける、かねてからの弊社の上記特許権侵害事案について、両社が話し合いにて円満理に解決致したいと考えて居ります。従って貴社のご意向をご返答下さいます様、お願い致します。

敬具

この郵便物は令和3年2月24日第88638号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

